

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより 家計が急変した世帯の高校生への修学支援制度

石川県では、家計が急変した世帯の生徒に対する支援制度を設けています。
希望をされる生徒は、輪島高等学校事務室へご相談ください。

●授業料減免制度（家計急変）

【制度概要】

家計が急変した世帯の生徒に対し、県が授業料を減免するもの。

【対象者】

家計急変後の収入の見込みが、概ね 910 万円未満（就学支援金の受給対象者と同等並み）となった世帯。

※本人、中学生の弟妹、両親のどちらか一方が働く 4人世帯の場合。

ただし、就学支援金の受給対象者とならない生徒を対象とする。

●教育費負担軽減奨学金制度（家計急変）

【制度概要】

家計が急変した世帯の生徒に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、県が返還を要しない奨学金を給付するもの。

【対象者】

家計急変後の収入の見込みによる都道府県民税所得割額と市町村民税所得割の合算額が非課税となる世帯。

※本人、中学生の弟妹、両親のどちらか一方が働動く 4人世帯の場合、年収概ね 270 万円未満。

●石川県育英資金（緊急採用）

【制度概要】

家計が急変した世帯の生徒に対し、県の無利子の貸与型奨学金について、通常の募集期間が 4 月から 5 月であるところ、これ以外でも随時申込を受け付けるもの。

（卒業後に返還が必要です。）

【対象者】

病気、事故、会社倒産、経営不振、その他家計急変の事情により、家計の支出が著しく増大又は収入が減少した世帯など。

問い合わせ先
輪島高等学校事務室
TEL 0768-22-2105